

第786回: 城中村ヲ改造セヨ

実力はともかく、推定 200 万人前後の総兵員数を有する中国人民解放軍(以下 PLA)は世界最大の軍事組織だが、平等を旨とする共産党の軍隊だからなのか、1949 年の建国時には構成員の上下関係を明確に定める階級制度が存在せず、制度が発足したのは 55 年のことだった。だが、その階級制度も長続きせず、66 年の文化大革命の勃発で階級システムは一旦消滅し、復活したのは 88 年のことであった。

さて 55 年に PLA に階級制度が敷かれ、中国には一気に元帥(10 人)、大将(10 人)、上将(55 人)、中將(175 人)、少將(800 人)の将官が誕生した。このとき選出された最高位の中華人民共和国元帥は、①朱徳、②彭徳懐、③林彪、④劉伯承、⑤賀龍、⑥陳毅、⑦羅榮桓、⑧徐向前、⑨聶榮臻、⑩葉劍英の 10 名だったが、その選出に当たっては、55 年当時、既に PLA から離れ、政務(首相)や党務(党主席)専従となっていた国家指導者も軍の功労者として階級を授与しようとする考えもあったようだ。

当時の資料や最近の香港報道などによれば、毛沢東(当時・党主席)主席を大元帥にして、周恩来(同・首相)、劉少奇(同・全人代委員長)、鄧小平(同・副首相)が元帥に加わり、大将も(10 人ではなく)李先念や譚震林なども加わり、1 大元帥、13 元帥、14 大将の予定だったとか。だが、毛主席が警戒したのか辞退したため、周・劉・鄧の文官も辞退したようだ。

鄧小平と云えば改革開放を宣言し、「先富論」を許容し、中国の高度成長に貢献した大政治家だが、そのルーツは事程左様に PLA のトップに立つ軍人であった。だから、80 年代に鄧小平が君臨した頃の PLA は、それなりの規律がとれており、腐敗や汚職もいまほどひどくはなかった。

だが、天安門事件のドタバタ騒動で、急遽鄧小平によって後継者に指名された江沢民は、軍隊とは何のコンネクションもない単なる技術官僚であり、PLA の上下関係や戦闘序列などを規定する階級制度が 88 年に復活するや、PLA の作戦畑や政治畑の将軍たち、つまり総参謀長や総政治部主任、軍事委員会副主席等に配慮するあまり、彼らに次々と最高ポストの「上将」と「利権」を与え、彼らを甘やかしてしまった。

その結果、貧乏籤を引いてしまったのが習近平党総書記(兼国家主席)だ。2012 年に習政権が発足し、腐敗汚職追放キャンペーンが始まり、密告制度などを奨励するようになると、中国人なら誰でも知る超大物軍人たちを陸続と逮捕せざるを得ない状況になってしまった。いまさら追及の手を緩めるわけにもいかず、腐敗軍人増加の趨勢は第 3 次習近平政権のいまでも歇む気配がない。

だが、習近平政権の政治経済の舵取りもあまり評価できない。なぜ習政権が PLA の暗部にメスを入れ、返す刀で IT 産業や不動産への締め付けを強化しているのか？

それは、広がる一方の、経済格差、貧富の格差に危機感を抱いた習政権が、毛沢東時代に回帰して、「共同富裕」を掲げ、これまで“甘い汁”を吸ってきた特権階級へ掣肘を加え、それを中国全土に PR することによって庶民を味方につけようと企み、経済政策の中にイデオロギーを混在させているからだ。

習近平指導部が、格差を是正するために不動産バブル対策に乗り出し、“3 つのレッドライン”を実施し、

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

不動産融資規制を強化した政策は理解できる。だが、中国の不動産不況は思いのほか拡大し、地方政府の財政や金融機関にまで悪影響が及びつつある。

最近の中国人民銀行(中央銀行)は、「城中村改造、“平急两用”公共基礎設施建設、保障性住房建設等金融支持力度」即ち、不動産業界への金融支援として、①城中村改造、②平時にも緊急時にも利用可能なインフラ設備投資、③(低所得層向け)保障性住宅に力点を置き、不動産業の活性化を目指すとしている。

筆頭の「城中村」とは聞き慣れない概念だ。中国語で「城」とは、都会や街中の意味。中国語会話で「進城(ジンチョン)」はよく使われる表現で、田舎や郊外に住む人が「街に出かける」といった意味。

毛沢東主席は「農村から都市を包囲する」戦略で革命をおこした。だが、新中国が成立し、成長過程で、逆に大都市の都会部分が周辺の農村部を呑み込むように成長した結果、平屋や低層家屋が密集する村落を高層ビル群が取り囲むような奇観が各地に誕生しており、再開発や交通の便などに支障をきたしている。

中国政府は低所得層が多く住む「城(都会)の中の村(村落)」を改善、再開発し、内需を拡大し、質の高い都市の発展を推し進めようとして、常住人口1000万人以上の「超大都市」と、500~1000万人の「特大都市」で「城中村改造」を促進する方針だ。

「城中村改造」はいかにもたこにも頭の良さそうな党官僚が作成した「庶民に寄り添う」政策で、②の平時にも緊急時にも利用可能なインフラ設備も、③の「保障性住宅」も似たような発想だ。だが、「城中村改造」には農村部と都市部の二元的な戸籍制度も絡んでおり、克服すべき課題は多い。

息も絶え絶えの病人を救うために必要なのはスピード感と無条件無制限の資金投入だ。一定領域に限定した政策は下策だ。資金の大量投入によって発生する財政赤字は先送りすればよい。なにしろ一党独裁の中国に野党は存在せず、よれよれの中国経済だが、鄧小平による奇跡の高度成長で蓄えたストックは十分残っている。TPOを弁えぬ政策が成功する保証はない。

これまで中国の経済成長に多少なりとも貢献してきたと自負する筆者だが、庶民や低所得者に配慮するあまり、本来高度成長の牽引役であるはずの中位・上位所得層の起業精神や労働インセンティブを削ぐような政策にはうんざり、わたしゃほとんど憤怒を感じるね。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2024年(令和6年)1月12日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3